

## 令和元年度 石川県海面利用協議会の概要

- 1 開催日時 令和元年11月21日(木) 午後2時00分～3時15分
- 2 開催場所 石川県庁 14階 第1403会議室
- 3 委員の出席 10名中7名出席
- 4 協議会の概要

開会挨拶：山下農林水産部次長兼水産課長

議 事：次第に基づき、順次説明及び質疑応答。

### (1) 石川県海面利用協議会規約の一部改正について

委員任期を2年から3年に改正した。次期改選時から適用し、現委員の任期は令和2年8月31日まで。

### (2) 令和元年度遊漁・海面利用担当者会議について

#### 事務局

令和元年10月9日(水)に水産庁で開催された令和元年度遊漁・海面利用担当者会議における議事内容のうち、各都道府県の海面利用協議会の現況、クロマグロの資源管理、遊漁船業業務規程の改正後の指導について説明した。

#### 【説明内容】

##### ①クロマグロの資源管理について

採捕停止命令や自粛勧告が出されていない場合の遊漁が他県で問題となっている。沿岸漁業者の採捕枠は限られているにも関わらず、規制されていない遊漁者が釣果をネット上で公開しているという状況に漁業者は不満をもっている。県内ではマグロを対象とする輪島の遊漁船業者に対してはクロマグロ採捕量の調査を行っており、報告があるが、遊漁者に対しては所在や釣果等を把握できず、指導を行うのは難しい状態。

##### ③遊漁船業業務規程の改正について

平成30年2月に運輸安全委員会委員長から水産庁長官に対し、遊漁船の衝突事故の防止に関する意見が出されたことを受け、10月22日付けで遊漁船業の業務規程例が改正された。

主な改正点は、瀬渡し後の定期的な巡回の実施、救命浮環の保管場所及び使用方法の周知、落水者の引揚げを補助するはしご等の設置、落水者の救助を想定した定期的な訓練の実施等の落水者救助の実践を目的とした内容が盛り込まれたこと。県は、登録のある遊漁船業者に対して業務規程の改正を指導している他、5年に一度受講する遊漁船業業務主任者講習内で、はしご等の設置や訓練の実施をするよう指導を行っている。

他県では立入検査の際にはしご等の設置確認を行ったり、漁連や遊漁者団体、海上保安部等と共同で落水者を想定した救助訓練を開催したりしているという

報告もあった。

**委員**

- ・遊漁船業者で時化でも沖に出ていく業者がいる。団体をつくり、出航中止基準を明確にすべきだ。
- ・ミニボートの使用について規制はできないのか。

**事務局**

- ・遊漁船業者の団体について、業者の意見を聞き、検討する。
- ・ミニボートについて、規制緩和により使用できるようになったため再規制は難しい。引き続き海事局に要望は出していく。

(3) 沿岸遊漁でのトラブルについて

**事務局**

- ・密漁について周知が図られ、告訴の件数は減ってきた。本年は白山市、能美市でワカメの密漁が多かったため昨年度より増加となる。引き続き予防を図る。
- ・アオリイカ釣りの自主規制解禁時、ミニボートを確認した。今回特に問題はなかったが、早朝の薄暗い時に無灯火で航行しているものについては視認しにくく、衝突事故の危険性が高いことを実感した。
- ・「やす」の定義について今年度は問い合わせが多かった。手で柄を持ったまま魚を突くのが正しい使い方である。ゴム等を利用して手元から柄を離し、飛ばして使用しないように。

**委員**

- ・共同漁業権は岩場のみに設定されていると勘違いしている人がいる。砂浜やテトラポットに付着しているものを捕ってもいいと思っているようだ。
- ・密漁について悪意の有無は判断できないため、ルールはルールとすべき。
- ・有料で漁場の開放をした方が管理がしやすいのではないか。

**事務局**

- ・密漁禁止周知の看板の記載内容について漁協に検討を依頼してみる。
- ・有料開放についての問い合わせはある。内水面では一般の人を受け入れるルールがあり成り立っているが、海の場合は対応できる状態にない。

(4) クロマグロの資源管理について

**事務局**

- ・クロマグロは近年資源が減少しているため、沿岸漁業者は厳しい採捕量の制限をしている。採捕量の上限に近づけば国や都道府県から採捕停止命令が発出され、命令に違反すると遊漁者でも罰則が適用される。全国会議内でも遊漁への規制がないことについて不満の意見が多く出ていた。県内では停止命令が出るまでの間もクロマグロの大きさにより採捕を自粛していて、遊漁者にも協力を依頼している。